

## ふくやま未来応援隊会員規約

### (目的及び設立)

第1条 福山市の魅力を広く発信することにより、福山市のファンを増やし、未永く交流を持てるような関係作りを行うことを目的とし、ふくやま未来応援隊（以下「応援隊」という。）を設立します。

### (構成)

第2条 応援隊は、福山市を応援する会員によって構成します。

### (事業)

第3条 応援隊は、目的を達成するために、会員に対する情報の提供、会員を対象としたサービスの提供その他必要な事業を行うこととします。

### (事務局)

第4条 応援隊の事務局は、福山市企画財政局企画政策部企画政策課内に置きます。

### (会員)

第5条 この規約において、「会員」とは、応援隊の目的に賛同し、この規約を承諾した上で入会手続を完了した方をいいます。

### (入会手続)

第6条 応援隊への入会を希望する方（以下「入会希望者」という。）は、事務局に入会申込書を提出する必要があります。

2 入会希望者は、申込みに当たり、次に掲げる事項に同意していただくこととなります。

(1) 事務局が会員の住所、名前、電話番号、メールアドレスその他の個人を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。

(2) 応援隊の運営上必要な場合に限り、事務局が会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

(1) 申込みに当たり、記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会を承認しない正当な事由がある場合

(3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

4 事務局が入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員カードを発行します。

5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡してはいけません。

(入会金及び会費)

第7条 応援隊の入会金及び会費は、無料とします。

(禁止行為)

第8条 応援隊が提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは応援隊の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、第三者若しくは応援隊を誹謗中傷する行為又は応援隊の運営を妨げる行為
- (3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なく応援隊の情報若しくは応援隊が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第9条 会員は、個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は、会員資格を喪失することとします。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

- (1) 第8条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適當であると判断したとき。

(損害賠償)

第11条 事務局は、応援隊の運営で生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題、損害等全てに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(個人情報)

第12条 事務局は、応援隊の運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(規約の変更)

第13条 事務局は、応援隊の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知することとします。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、2018年(平成30年)3月21日から施行します。